

## 県民税

県民税は、市町村民税とあわせて住民税と呼ばれています。住民税は、県や市町村が住民に対し各種のサービスを提供するための費用を、広く住民にその能力に応じて負担していただくもので、個人に対するものと法人に対するものがあります。

## 個人の県民税

### ●納める人

毎年1月1日現在、県内に住所がある人

…均等割と所得割

毎年1月1日現在、県内に事務所、事業所または家屋敷を有し、その所在する市町村に住所のない人

…均等割のみ

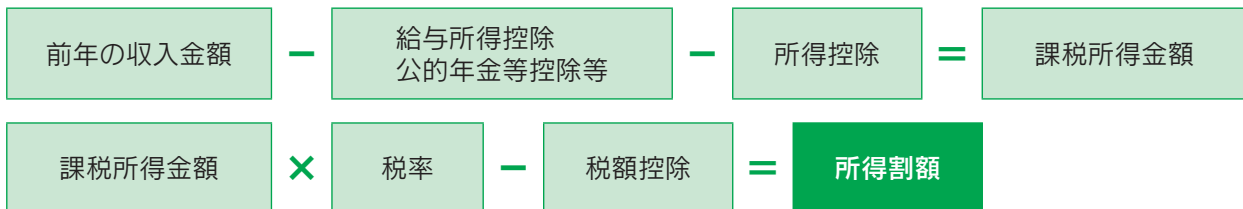
### ●納める額

均等割	2,000円(注1)
所得割	課税所得金額×4%(注2)

(注1) 福岡県の均等割については、平成26年度から令和5年度まで「東日本大震災からの復興に関し地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律」を踏まえ、標準税率1,000円を1,500円とし、これに森林環境税500円が上乘せられています。

(注2) 平成29年度税制改正により、指定都市(北九州市、福岡市)に住所を有する方の平成30年度分以降の個人住民税所得割の税率が次のとおり変更されています。県民税4%、市民税6% ⇒ 県民税2%、市民税8%

### ※所得割額の計算方法



### ●申告と納税

個人の県民税の課税と収納の事務は、個人の市町村民税とあわせて市町村が行っています。

#### 申告

3月15日までに前年の所得を市町村に申告しなければなりません。ただし、所得税の確定申告書を税務署に提出した人、給与所得のみの人および公的年金等の所得のみの方は、この申告をする必要はありません。

#### 納税

市町村が送付する納税通知書によって市町村民税といっしょに、次のように年税額を分けて納めることになっています。

- 一般所得者…原則として、6月・8月・10月・1月の4回に分けて納めます。
- 給与所得者…給与の支払者(会社など)が、通常6月から翌年5月までの12回に分けて、毎月の給料から差し引いて納めます。
- 年金所得者…年金保険者(日本年金機構など)が、年金支払い月(6月・8月・10月・12月・2月・4月)に、各支払い時の年金から差し引いて納めます。 ※65歳未満の公的年金等所得を有する給与所得者については、給与の支払者が給与から差し引いて納めます。

## ●非課税となるとき

所得割も均等割も課税されない人	生活保護法の規定による生活扶助を受けている人(分離課税対象の退職所得があっても住民税は非課税)
	前年中の合計所得金額(※1)が125万円以下で次に掲げる人・障害者・未成年者・寡婦又は寡夫(※2)
所得割が課税されない人	前年中の合計所得金額が次の算式で求めた額以下の人 ・控除対象配偶者及び扶養親族がいない人 35万円(注) ・控除対象配偶者または扶養親族がいる人 $35万円(注) \times 家族数(本人 + 控除対象配偶者 + 扶養親族数) + 21万円(注)$ (注)住所地である市町村の生活保護基準における級地が1級地である場合
	前年中の総所得金額等(※3)の合計額が次の算式で求めた額以下の人 ・控除対象配偶者及び扶養親族がいない人 35万円 ・控除対象配偶者または扶養親族がいる人 $35万円 \times 家族数(本人 + 控除対象配偶者 + 扶養親族数) + 32万円$

(※1)「合計所得金額」とは、例えば給与収入(公的年金収入)のみの人については、給与所得控除後(公的年金等控除後)の金額をいいます。

(合計所得金額 = 純損失又は雑損失の繰越控除前の総所得金額等)

(※2)令和3年度から寡婦(夫)について見直され、寡婦、ひとり親が非課税となります。

(※3)「総所得金額等」とは、純損失又は雑損失の繰越控除後の金額をいいます。

(総所得金額等 = 合計所得金額 - 純損失又は雑損失の繰越控除額)

## ●各種控除

### 給与所得控除(速算表)

給与収入の金額(年収)	控除額
162万5千円以下	65万円
162万5千円超 180万円以下	給与の収入金額×40%
180万円超 360万円以下	給与の収入金額×30% + 18万円
360万円超 660万円以下	給与の収入金額×20% + 54万円
660万円超 1,000万円以下	給与の収入金額×10% + 120万円
1,000万円超	220万円(上限)

### 公的年金等控除(速算表)

年齢区分	公的年金等の収入金額(年収)	控除額
65歳以上の人	330万円以下	120万円
	330万円超410万円以下	収入金額×25% + 37.5万円
	410万円超770万円以下	収入金額×15% + 78.5万円
	770万円超	収入金額×5% + 155.5万円
65歳未満の人	130万円以下	70万円
	130万円超410万円以下	収入金額×25% + 37.5万円
	410万円超770万円以下	収入金額×15% + 78.5万円
	770万円超	収入金額×5% + 155.5万円

### 所得控除

項目	控除額
雑損控除	次のいずれか多い方の金額 ・(損失額 - 保険等により補てんされた金額) - (総所得金額等×10%) ・災害関連支出の金額 - 5万円
医療費控除	① 医療費控除 $\left[ \begin{array}{l} \text{医療費} \\ - \\ \text{保険等により補てんされた金額} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{l} 10万円又は総所得金額等 \times 5\% \text{の} \\ \text{いずれか低い金額} \end{array} \right]$ (限度額200万円) ② 医療費控除の特例(スイッチOTC薬控除) $\left[ \begin{array}{l} \text{スイッチOTC薬の} \\ \text{購入費用} \end{array} - \begin{array}{l} \text{保険等により} \\ \text{補てんされた金額} \end{array} \right] - 12,000円$ (限度額88,000円) ※①と②の併用不可 ※②は、平成29年1月1日から令和3年12月31日までの間に、健康の保持増進等のための取組を行うなど一定の要件を満たす個人がいわゆるスイッチOTC薬の購入費用を年間12,000円を超えて支払った場合に控除できる制度
社会保険料控除	支払った金額
小規模企業共済等掛金控除	支払った金額

項 目	控 除 額																																											
生 命 保 険 料 控 除	<p>① 平成24年1月1日以後に締結した保険契約の場合(新契約) 一般の生命保険料、個人年金保険料及び介護医療保険料をそれぞれ次の式に当てはめて計算した金額の合計額(限度額70,000円)</p> <p>支払った金額が</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">12,000円以下</td> <td>支払った金額</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">32,000円以下</td> <td>支払った金額×1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">32,000円を超える場合</td> <td>支払った金額×1/4+14,000円(限度額28,000円)</td> </tr> </table> <p>② 平成23年12月31日以前に締結した保険契約の場合(旧契約) 一般の生命保険料及び個人年金保険料をそれぞれ次の式に当てはめて計算した金額の合計額(限度額70,000円)</p> <p>支払った金額が</p> <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">15,000円以下</td> <td>支払った金額</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">40,000円以下</td> <td>支払った金額×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">40,000円を超える場合</td> <td>支払った金額×1/4+17,500円(限度額35,000円)</td> </tr> </table> <p>③ ①と②の両方で控除の適用を受ける場合 一般生命保険料及び個人年金保険料の控除額は、それぞれ①②の控除額の合計額(一般生命保険料の限度額28,000円、個人年金保険料の限度額28,000円) ただし、それぞれ、②の控除額が28,000円を超える場合は、②の控除額 介護医療保険料を含めた全体の控除額の限度額は70,000円</p>	12,000円以下	支払った金額	32,000円以下	支払った金額×1/2+6,000円	32,000円を超える場合	支払った金額×1/4+14,000円(限度額28,000円)	15,000円以下	支払った金額	40,000円以下	支払った金額×1/2+7,500円	40,000円を超える場合	支払った金額×1/4+17,500円(限度額35,000円)																															
12,000円以下	支払った金額																																											
32,000円以下	支払った金額×1/2+6,000円																																											
32,000円を超える場合	支払った金額×1/4+14,000円(限度額28,000円)																																											
15,000円以下	支払った金額																																											
40,000円以下	支払った金額×1/2+7,500円																																											
40,000円を超える場合	支払った金額×1/4+17,500円(限度額35,000円)																																											
地 震 保 険 料 控 除	<p>① 地震保険料のみの場合 支払った保険料の額×1/2(限度額25,000円)</p> <p>② 旧長期損害保険料(平成18年12月31日までに締結したもの)のみの場合 支払った保険料のうち、5,000円までの部分全額+5,000円を超える部分の額の1/2(限度額10,000円)</p> <p>③ ①と②の両方ある場合 ①と②の控除額の合計額(限度額25,000円)</p>																																											
障 害 者 控 除	26万円(特別障害者は30万円、ただし同居を常況としている特別障害者は53万円)																																											
寡 婦 控 除	26万円(ただし、合計所得金額が500万円以下で、かつ、扶養親族である子を有する場合30万円)																																											
寡 夫 控 除	26万円(合計所得金額が500万円以下で、扶養親族である子を有する場合)																																											
勤 労 学 生 控 除	26万円(合計所得金額が65万円以下で、給与所得等以外の所得金額が10万円以下の場合)																																											
配 偶 者 控 除	<p>配偶者控除の控除額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配偶者の合計所得金額 38万円以下</th> <th colspan="3">納税者本人の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般の配偶者 (特別障害者で、同居を常況としている配偶者を含む)</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>老人控除対象の配偶者 (その年12月31日現在の年齢が70歳以上の配偶者)</td> <td>38万円</td> <td>26万円</td> <td>13万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※合計所得金額が1,000万円を超える納税者は、配偶者控除の適用を受けることはできません。</p>	配偶者の合計所得金額 38万円以下	納税者本人の合計所得金額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	一般の配偶者 (特別障害者で、同居を常況としている配偶者を含む)	33万円	22万円	11万円	老人控除対象の配偶者 (その年12月31日現在の年齢が70歳以上の配偶者)	38万円	26万円	13万円																												
配偶者の合計所得金額 38万円以下	納税者本人の合計所得金額																																											
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																									
一般の配偶者 (特別障害者で、同居を常況としている配偶者を含む)	33万円	22万円	11万円																																									
老人控除対象の配偶者 (その年12月31日現在の年齢が70歳以上の配偶者)	38万円	26万円	13万円																																									
配 偶 者 特 別 控 除	<p>配偶者特別控除の控除額</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">配偶者の合計所得金額</th> <th colspan="3">納税者本人の合計所得金額</th> </tr> <tr> <th>900万円以下</th> <th>900万円超 950万円以下</th> <th>950万円超 1,000万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>38万円超 90万円以下</td> <td>33万円</td> <td>22万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>90万円超 95万円以下</td> <td>31万円</td> <td>21万円</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>95万円超100万円以下</td> <td>26万円</td> <td>18万円</td> <td>9万円</td> </tr> <tr> <td>100万円超105万円以下</td> <td>21万円</td> <td>14万円</td> <td>7万円</td> </tr> <tr> <td>105万円超110万円以下</td> <td>16万円</td> <td>11万円</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>110万円超115万円以下</td> <td>11万円</td> <td>8万円</td> <td>4万円</td> </tr> <tr> <td>115万円超120万円以下</td> <td>6万円</td> <td>4万円</td> <td>2万円</td> </tr> <tr> <td>120万円超123万円以下</td> <td>3万円</td> <td>2万円</td> <td>1万円</td> </tr> <tr> <td>123万円超</td> <td>0円</td> <td>0円</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※合計所得金額が1,000万円を超える納税者は、配偶者特別控除の適用を受けることはできません。</p>	配偶者の合計所得金額	納税者本人の合計所得金額			900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下	38万円超 90万円以下	33万円	22万円	11万円	90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円	95万円超100万円以下	26万円	18万円	9万円	100万円超105万円以下	21万円	14万円	7万円	105万円超110万円以下	16万円	11万円	6万円	110万円超115万円以下	11万円	8万円	4万円	115万円超120万円以下	6万円	4万円	2万円	120万円超123万円以下	3万円	2万円	1万円	123万円超	0円	0円	0円
配偶者の合計所得金額	納税者本人の合計所得金額																																											
	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下																																									
38万円超 90万円以下	33万円	22万円	11万円																																									
90万円超 95万円以下	31万円	21万円	11万円																																									
95万円超100万円以下	26万円	18万円	9万円																																									
100万円超105万円以下	21万円	14万円	7万円																																									
105万円超110万円以下	16万円	11万円	6万円																																									
110万円超115万円以下	11万円	8万円	4万円																																									
115万円超120万円以下	6万円	4万円	2万円																																									
120万円超123万円以下	3万円	2万円	1万円																																									
123万円超	0円	0円	0円																																									

項目	控除額
扶養控除	16歳以上の扶養親族(同居を常況としている特別障害者を含む)1人につき …… 33万円 ただし、 ・上記扶養親族が19歳以上23歳未満の場合 …… 45万円 ・上記扶養親族が70歳以上の場合 …… 38万円 ・上記扶養親族が同居を常況としている70歳以上の直系尊属の場合 …… 45万円
基礎控除	33万円

※ 令和3年度から寡婦(寡夫)控除が見直され、ひとり親控除が創設されます。

## 税額控除

項目	内容
調整控除	<p>税源移譲に伴い、所得税と住民税の人的控除の差額により生じる負担増を調整するものです。 (控除額)</p> <p>①個人住民税の課税所得が200万円以下の場合 下記イ、ロのいずれか少ない額×5%(県民税2%、市町村民税3%(注1)) イ・・・5万円と人的控除差額の合計額 ロ・・・個人住民税の課税所得金額</p> <p>②個人住民税の課税所得が200万円超の場合 {5万円と人的控除差額の合計額-(課税所得金額-200万円)}×5%(県民税2%、市町村民税3%(注1)) ただし、この額が2,500円未満の場合は、2,500円(県民税1,000円、市町村民税1,500円) (注1)指定都市在住者の場合 県民税1%、市民税4%</p>
寄附金税額控除 (12ページ参照)	<p>福岡県共同募金会、日本赤十字社福岡県支部、都道府県、市区町村及び所得税で控除される寄附金のうち県・市町村が条例で定めたものに対する寄附金を支出した場合に一定の額が控除されます。 (控除額)</p> <p>①基本控除額 (寄附金額-2千円)×10%(県民税4%、市町村民税6%(注2)) ただし、寄附金額は総所得金額の30%が上限 (注2)指定都市在住者の場合 県民税2%、市民税8%</p> <p>②特例控除額 地方団体に対する寄附金(ふるさと納税として総務大臣の指定を受けた団体に対する寄附金)の場合、住民税の所得割額の2割を上限として①に下記を加算 (寄附金額-2千円)×{90%-(0~45%(注3))×1.021} (注3)0~45%は、寄附者に適用された所得税の限界税率 所得税の税率は、課税所得に応じて決められています。 (平成27年分から、課税所得195万円以下は5%、195万円超330万円以下は10%…(略)…、1,800万円超4,000万円以下は40%、4,000万円超は45%) 例えば、課税所得が300万円の場合の所得税の限界税率は10%です。</p> <p>「ふるさと納税ワンストップ特例制度」について 平成27年4月1日以後に行われる寄附について「ふるさと納税ワンストップ特例制度」が創設され、控除に必要な確定申告が不要になりました。 適用を受けるためには、寄附先に手続きを行う必要があります。 なお、寄附者が確定申告を行った場合又は5団体を超える地方団体に対して寄附を行った場合は、適用されません。</p>
配当控除	<p>株式の配当所得がある場合その金額に一定の率(県民税0.15%~1.2%、市町村民税0.2%~1.6%(注4))を乗じた額を控除できます。 ただし、一部控除できない配当があります。 (注4)指定都市在住者の場合 県民税0.07%~0.56%、市民税0.28%~2.24%</p>
外国税額控除	<p>外国で得た所得について、その国の所得税や住民税に相当する税金を課税された場合、一定の方法により計算された金額が控除されます。</p>
配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除	<p>源泉徴収済みの配当所得及び株式等譲渡所得を申告した場合に、他の所得と合算して所得割を課税するとともに、二重課税にならないように、配当割額・株式等譲渡所得割額を控除します。</p>

項目	内容
住宅借入金等特別税額控除 (住宅ローン控除)	平成21年から令和3年12月末までに入居し、所得税において住宅借入金等特別控除を受け、所得税から控除しきれなかった額がある場合、翌年度の住民税から控除するものです。 (控除額) 下記①又は②のいずれか少ない額
	①所得税の住宅ローン控除可能額のうち、所得税から控除しきれなかった額
	②前年分所得税の課税総所得金額の5%(県民税2%、市町村民税3%(注5)) ※最高97,500円(県民税39,000円、市町村民税58,500円(注6))
	ただし、平成26年4月以降の入居で当該住宅の取得に係る消費税率が8%の場合は、前年分所得税の課税総所得金額の7%(県民税2.8%、市町村民税4.2%(注7)) ※最高136,500円(県民税54,600円、市町村民税81,900円(注8))
	(注5)指定都市在住者の場合 県民税1%、市民税4%
	(注6) // 県民税19,500円、市民税78,000円
	(注7) // 県民税1.4%、市民税5.6%
	(注8) // 県民税27,300円、市民税109,200円

## 令和2年度の住民税(県民税・市町村民税)を計算してみましょう。



家族構成

夫:サラリーマン  
妻:家庭内家事労働者(収入なし)  
子:2人(高校3年生、中学3年生)

令和元年の収入金額 5,000,000円  
社会保険料 465,000円  
生命保険料(平成23年12月31日以前に契約) 80,000円

1.均等割額 県民税………2,000円(標準税率1,500円+森林環境税500円)  
市町村民税…3,500円

2.所得割額 前年(令和元年)の収入金額 5,000,000円 - 給与所得控除(※1) 1,540,000円 - 所得控除(※2) 1,490,000円 = 課税所得金額 1,970,000円

県民税……… 課税所得金額 1,970,000円 × 税率 4% - 調整控除(※3) 3,000円 = 75,800円  
市町村民税……… 課税所得金額 1,970,000円 × 税率 6% - 調整控除(※3) 4,500円 = 113,700円

(※1) 給与所得者については、必要経費に代わるものとして収入金額に応じて給与所得控除額が控除されます。  
○給与所得控除の計算

$$5,000,000円 \times 20\% + 540,000円 = 1,540,000円$$

(※2) 所得控除は、配偶者や扶養親族があるかどうかなど、納税者の実情に応じた税負担を求めるために所得金額から差し引くことになっているものです。

○所得控除の計算

社会保険料控除	465,000円	} 1,490,000円
生命保険料控除	35,000円	
基礎控除	330,000円	
配偶者控除	330,000円	
扶養控除	330,000円	

(※3) 調整控除とは、税源移譲によって、所得税と住民税の税率構造を見直した結果、それぞれの人的控除の差により、所得税と住民税の合計額が増える分を減額することにより、税負担が変わらないようにするために設けられたものです。

所得税と住民税の人的控除差額等の合計額

基礎控除	50,000円	} 150,000円 ×	2% = 3,000円(県民税) 3% = 4,500円(市町村民税)
配偶者控除	50,000円		
扶養控除	50,000円		

3.合計(均等割額+所得割額) 県民税……… 77,800円 } 住民税…195,000円  
市町村民税…117,200円 }



## 寄附金控除制度

対象となるのは、所得税の寄附金控除の対象となる寄附金のうち、地域における住民の福祉の増進に寄与するものとして都道府県・市町村が条例で定める寄附金です。

所 得 税	個人住民税
1 国又は地方公共団体に対する寄附金	[国は対象外] 都道府県、市区町村に対する寄附金
2 公益法人などに対する寄附金で一定の要件を満たすものとして財務大臣が指定したもの	日本赤十字社福岡県支部 福岡県共同募金会
3 特定公益増進法人に対する寄附金 ①独立行政法人、地方独立行政法人 ②特殊法人のうち政令に列挙されている法人 ③公益社団法人・公益財団法人(特例民法法人を含む) ④学校法人・準学校法人(私立学校法第64条の法人) ⑤社会福祉法人 ⑥更生保護法人	新たに都道府県又は市区町村の条例により寄附金控除の対象寄附金を指定する仕組みを導入
4 認定特定非営利活動法人等(認定NPO法人、特例認定NPO法人)への寄附金	
5 特定公益信託(一定の要件を満たす特定公益信託)に対し支出した金銭	
6 政党等に対する政治活動に関する寄附金	
7 特定新規中小会社により発行される特定新規株式を取得した払込み金額のうち一定の額	
	[対象外]

※ 3については、当該法人の主たる目的である業務に関連するものに限りします。

※ 2及び3④については、学校の入学に関してした寄附金は除かれます。

※ 4については、当該法人が行う特定非営利活動に係る事業に関連するものに限りします。(ただし、寄附者に特別の利益が及ぶと認められるものを除きます。)

※ 5については、当該信託の信託財産とするために支出した金銭に限りします。

### ●福岡県の条例で控除対象とされる寄附金は以下のものです。

- ア 県内に主たる事務所を有する法人又は団体に対するもの
- イ 知事又は教育委員会の所管に属する公益信託の信託財産とするために支出するもの
- ウ 県民の福祉の増進に寄与するものとして規則で定めるもの

詳しくは、 <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/jyourei-kifukin.html> をご覧ください。

## 県民税配当割

- 納める人…………… 特定配当等の支払を受ける人で、その支払を受けるべき日現在、県内に住所を有する個人  
 ※源泉徴収選択口座内配当等の支払を受ける人の場合は、当該支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在、県内に住所を有する個人。  
 平成28年1月1日以降、特定公社債等の利子等についても県民税配当割の課税対象となります。
- 納める額…………… **支払を受けるべき配当等の額×5%**  
 ※この他に、所得税及び復興特別所得税(国税)が15.315%かかります。
- 申告と納税…………… 配当等の支払をする者が配当等の支払いの際に徴収し、翌月の10日までに申告と同時に納めることになっています。  
 ※平成22年1月1日以降に支払いを受ける源泉徴収選択口座内配当等に係る配当割については、証券会社などが、源泉徴収選択口座内の年間分を一括して翌年の1月10日までに申告、納税します。
- 市町村への交付…… 県に納められた県民税配当割のうち、59.4%が県内の市町村に交付されます。
- その他…………… ◎確定申告は不要です。  
 ◎確定申告をした場合には、県民税の所得割として課税(総合課税)され、所得割額から既に納めた配当割相当額が控除されます(平成21年1月1日以後に支払を受ける配当等について確定申告した場合は、総合課税と申告分離課税のいずれかを選択できます)。

## 県民税株式等譲渡所得割

- 納める人…………… 源泉徴収選択口座内の上場株式等の譲渡により所得を得た人で、当該譲渡に係る対価等の支払を受けるべき日の属する年の1月1日現在、県内に住所を有する個人。
- 納める額…………… **源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡による所得の額×5%**  
 ※この他に、所得税及び復興特別所得税(国税)が15.315%かかります。
- 申告と納税…………… 証券会社などが、源泉徴収選択口座内の年間分を一括して翌年の1月10日までに申告、納税します。
- 市町村への交付…… 県に納められた県民税株式等譲渡所得割のうち、59.4%が県内の市町村に交付されます。
- その他…………… ◎確定申告は不要です。  
 ◎確定申告をした場合には、県民税の所得割として課税(分離課税)され、所得割額から既に納めた株式等譲渡所得割相当額が控除されます。

## 個人住民税の公的年金からの特別徴収制度

高齢者である公的年金受給者の納税の便宜を図るとともに、市町村における徴収の効率化を図る観点から、年金保険者が住民税を年金から引き落として市町村へ直接納入する特別徴収制度が、平成21年10月の年金支給分から導入されました。

- 納める人  
 4月1日現在65歳以上の年金受給者で、前年中の年金所得に係る住民税の納税義務のある方
- 対象となる税額  
 厚生年金、共済年金、企業年金などを含むすべての公的年金等に係る所得に対する所得割額及び均等割額です。  
 給与等他の所得に係る税額は、年金から特別徴収されません。
- 対象となる年金  
 老齢基礎年金又は老齢年金、退職年金等から特別徴収されます。障害年金・遺族年金からは特別徴収されません。

●徴収方法

【公的年金からの特別徴収の時期・対象税額】

年金から引き落とし(特別徴収)						
税額	仮徴収			本徴収		
	4月	6月	8月	10月	12月	2月
	前年度分の年税額の1/2に相当する額の1/3	前年度分の年税額の1/2に相当する額の1/3	前年度分の年税額の1/2に相当する額の1/3	年税額から仮徴収した額を控除した額の1/3	年税額から仮徴収した額を控除した額の1/3	年税額から仮徴収した額を控除した額の1/3

【公的年金からの特別徴収を開始する年度における徴収】

税額	納付書で納める(普通徴収)		年金から引き落とし(特別徴収)		
	6月	8月	10月	12月	2月
	年税額の1/4	年税額の1/4	年税額の1/6	年税額の1/6	年税額の1/6

## 法人の県民税

●納める人

均等割+法人税割	・県内に事務所または事業所がある法人 ・法人でない社団または財団で、代表者または管理人の定めがあり、かつ収益事業を行っているもの
均等割のみ	・県内に事務所または事業所がない法人で、寮、宿泊所、クラブ等があるもの
法人税割のみ	・法人課税信託の引受を行うもの

●納める額

	法人の区分	税率		
		平成20年4月1日以後平成26年9月30日までに開始する事業年度	平成26年10月1日以後令和元年9月30日までに開始する事業年度	令和元年10月1日以後に開始する事業年度
均等割 (※1)	1. イ 公共法人及び公益法人等 □ 人格のない社団等 ハ 一般社団法人及び一般財団法人(いずれも非営利型法人を除く) 二 資本金の額または出資金の額を有しない法人(保険業法に規定する相互会社及びイからハまでに掲げる法人を除く) ホ 資本金等の額(※2)を有する法人で資本金等の額が1千万円以下である法人	年額21,000円		
	2. 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下である法人	年額52,500円		
	3. 資本金等の額が1億円を超え10億円以下である法人	年額136,500円		
	4. 資本金等の額が10億円を超え50億円以下である法人	年額567,000円		
	5. 資本金等の額が50億円を超える法人	年額840,000円		
法人税割		法人税額×5.8%(5.0%) (※3)	法人税額×4.0%(3.2%) (※3)	法人税額×1.8%(1.0%) (※3)

(※1) 平成20年4月1日以後に開始する事業年度分から「森林環境税」導入後の均等割税率が適用されます。(森林環境税についてはP.17をご覧ください。)

(※2) 「資本金等の額」とは、法人税法第2条16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額(保険業法に規定する相互会社にあつては純資産額として政令で定めるところにより算定した金額)です。ただし、平成27年4月1日以後に開始する事業年度から、「資本金等の額」は、無償増資、無償減資による欠損填補を行い地方税法第23条第1項4号の5の規定に該当する場合は、調整後の金額となります。また、この金額が「資本金の額及び資本準備金の額の合算額」に満たない場合は、「資本金等の額」は「資本金の額及び資本準備金の額の合算額」となります。



(※3)法人税割の税率の特例措置

昭和51年2月1日から令和4年1月31日までの間に終了する事業年度分の法人税割額は、以下に掲げる法人で、その課税標準となる法人税額(※)が年1千万円以下である場合、特例措置があります。ただし、法人課税信託の引受を行うものには適用しません。

- ①資本金の額または出資金の額が1億円以下の法人(特定目的会社を除く)
- ②資本または出資を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除く)
- ③人格のない社団等

〈特例措置の税率〉

平成26年9月30日までに開始する事業年度「法人税額×5.0%」

平成26年10月1日以後に開始する事業年度「法人税額×3.2%」

令和元年10月1日以後に開始する事業年度「法人税額×1.0%」

(※)2以上の都道府県に事務所または事業所を有する法人については、関係都道府県に分割する前の法人税額です。

平成26年度税制改正により、地域間の税源の偏在性を是正し、財政力格差の縮小を図るため、法人県民税法人税割の税率を引き下げるとともに、地方法人税(国税)が創設され、その税収全額を地方交付税の原資とすることとされました。

## ●申告と納税

法人等が自分で計算し、次のとおり申告と同時に納めることになっています。

申告の種類	申告と納税の時期
確定申告	<ul style="list-style-type: none"> <li>●法人税に係る申告書を提出する義務がある法人……………事業年度終了日から2ヶ月以内</li> <li>●残余財産の確定した日の属する事業年度……………残余財産の確定した日の翌日から1ヶ月以内 と残余財産の最終分配の前日のいずれか早い日</li> <li>●均等割だけを課税されるもの……………4月30日</li> </ul>
中間申告	<ul style="list-style-type: none"> <li>●事業年度が6ヶ月を超える法人……………6ヶ月を経過した日から2ヶ月以内</li> </ul> <p>ただし、以下の法人は、この申告をする必要はありません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・均等割だけを課税されるもの</li> <li>・所得を課税標準とする法人(連結申告法人を除く。)で、法人税の中間申告義務がない法人</li> <li>・所得を課税標準とする連結申告法人で、前事業年度の連結法人税個別帰属支払額等を基準とする6ヶ月相当額が10万円以下の法人</li> <li>・清算中の法人</li> </ul> <p>(注)連結法人及び法人課税信託である場合、仮決算に基づく中間申告はできず、前年度実績による予定申告のみとなります。</p>

## ●分割基準

2以上の都道府県に事務所または事業所を持っている法人は、従業者の数によって、関係都道府県ごとに法人税額を分割し、その分割額を課税標準として法人税割額を算出します。